

商品概要説明書

カードローン（三菱UFJニコス型）

（平成 29 年 4 月 3 日現在）

商品名	カードローン（三菱UFJニコス型）																	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内に在住または在勤の方。 ○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。 ○J A が指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証が受けられる方。 ○その他 J A が定める条件を満たしている方。 																	
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。																	
契約金額	○10 万円以上 500 万円以内とし、10 万円単位とします。																	
契約期間	○ご契約日から 1 年後の応当日の属する月の 25 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 70 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。																	
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○変動金利とします。 ○お借入中の利率は、金融情勢等により見直しさせていただきます。 ○お借入利率には、年 2.3～4.7%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。 																	
返済方法	<p>○約定返済</p> <p>毎月 25 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なお返済額は次のとおりです。ただし、当月約定返済日前日のお借入残高が下記約定返済額に満たない場合は、当月約定返済日前日の残高をご返済いただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">前月約定返済日現在のお借入残高</th> <th style="width: 40%;">ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 万円未満</td> <td>前月約定返済日現在のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1 万円以上 50 万円以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>50 万円超 100 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 150 万円以下</td> <td>3 万円</td> </tr> <tr> <td>150 万円超 200 万円以下</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>200 万円超 250 万円以下</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>250 万円超 300 万円以下</td> <td>6 万円</td> </tr> </tbody> </table>		前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額	1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1 万円以上 50 万円以下	1 万円	50 万円超 100 万円以下	2 万円	100 万円超 150 万円以下	3 万円	150 万円超 200 万円以下	4 万円	200 万円超 250 万円以下	5 万円	250 万円超 300 万円以下	6 万円
前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額																	
1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高																	
1 万円以上 50 万円以下	1 万円																	
50 万円超 100 万円以下	2 万円																	
100 万円超 150 万円以下	3 万円																	
150 万円超 200 万円以下	4 万円																	
200 万円超 250 万円以下	5 万円																	
250 万円超 300 万円以下	6 万円																	

	<table border="1"> <tr> <td>300万円超 350万円以下</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>350万円超 400万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>400万円超 450万円以下</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>450万円超 500万円以下</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>○任意返済 毎月の約定返済のほかに、J A窓口あるいはA T Mから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	300万円超 350万円以下	7万円	350万円超 400万円以下	8万円	400万円超 450万円以下	9万円	450万円超 500万円以下	10万円
300万円超 350万円以下	7万円								
350万円超 400万円以下	8万円								
400万円超 450万円以下	9万円								
450万円超 500万円以下	10万円								
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。								
担保	○不要です。								
保証人	○J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
手数料	<p>手数料はJ Aによって異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カード発行手数料 無料 ・契約更新手数料 無料 ・カード再発行手数料 最大 1,543円 								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、広島県農業協同組合中央会が設置・運営する広島県J Aバンク相談所（電話：082-545-1601）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、広島県J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>※各連絡先は最下部に掲載しております。</p>								
その他	<p>○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>								
お問い合わせ窓口	○詳しくは、お近くのJ A窓口もしくは下記へお問い合わせください。								

J A 広島市	0120-850-114	J A 芸南	0846-45-1241	J A 広島北部	0826-42-0644
J A 呉	0823-24-3132	J A 広島ゆたか	0823-66-2011	J A 三次	0824-63-9926
J A 安芸	082-822-5803	J A 三原	0848-63-3455	J A 庄原	0824-72-0382
J A 佐伯中央	0829-39-4939	J A 尾道市	0848-23-3323		
J A 広島中央	082-422-2179	J A 福山市	084-924-2372		

※苦情処理措置および紛争解決措置にかかる連絡先

● J Aバンク 広島 の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融管理部 融資管理課	082-831-5922
呉	信用部	0823-24-3132
安芸	融資審査健全課	082-822-6212
佐伯中央	リスク管理課	0829-30-1500
広島中央	金融共済管理部 融資管理課	082-423-5945
芸南	リスク管理室	0846-45-1240
広島ゆたか	リスク管理室	0823-66-2011
三原	金融共済部 融資審査課	0848-63-3436
尾道市	金融部	0848-23-3323
福山市	融資部	084-924-2372
広島北部	金融共済部 融資審査課	0826-42-0644
三次	金融共済部 融資課	0824-63-9924
庄原	金融共済部	0824-72-0382
広島信連	融資センター 融資推進課	082-248-9527

● 弁護士会 仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600